

令和4年第8回東久留米市農業委員会総会 議事録

1. 日時・場所 令和4年8月25日(木) 午後1時30分～3時00分
市役所6階 602会議室

2. 出欠席

1番	中島 哲	出・欠	2番	吉田 敏夫	出・欠	3番	貫井 光広	出・欠
4番	岸 義幸	出・欠	5番	小山 正則	出・欠	6番	栗原 毅	出・欠
7番	横山 幸男	出・欠	8番	山下 一雅	出・欠	9番	村野 喜安	出・欠
10番	貫井 健一	出・欠	11番	高野 政則	出・欠	12番	齊藤 恵子	出・欠
13番	村野 清	出・欠	14番	三沢 栄	出・欠			

(出席 14 名、欠席 0 名、委員の過半数以上の出席により会議は成立)

3. 議事録署名委員 9番委員・村野 喜安 10番委員・貫井 健一

4. 前回の議事録の承認 7番委員・横山 幸男 8番委員・山下 一雅

5. 審議事項

- (1) 第7号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
(2) 第8～9号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

6. 専決処理事項

- (1) 報告第13号 19～20番 農地転用届出書の受理について(農地法第4条第1項第8号)
(2) 報告第14号 24～26番 農地転用届出書の受理について(農地法第5条第1項第7号)

7. 報告事項

- (1) 生産緑地の農業者への斡旋について

8. その他

9. 次回総会 令和4年第9回東久留米市農業委員会総会
令和4年9月27日(火) 午後1時30分～ 市役所7階 702会議室

◎開会

○事務局長 只今より、令和4年第8回東久留米市農業委員会総会を開会します。

◎出欠席

○事務局長 委員の出欠席を確認します。出席14名、欠席0名、農業委員会会議規則第6条により、委員の過半数以上の出席により会議は成立となります。

◎議事録署名委員

○事務局長 3. 議事録署名委員につきましては、9番 村野 喜安委員・10番 貫井 健一委員をお願いいたします。

◎前回の議事録の承認

○事務局長 4. 前回の議事録の承認に入ります。7月25日に開催しました第7回農業委員会総会の議事録について、7番 横山 幸男委員・8番 山下 一雅委員より承認を得ておりますのでご報告いたします。

以降の進行にあたりましては、農業委員会会議規則第4条により農業委員会会長が執り行います。

◎審議事項

○議長 5. 審議事項に移ります。(1) 第7号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、事務局からの説明を求めます。

○事務局 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてご説明いたします。農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予等の適用にあたっては、租税特別措置法第70条の6第1項の規定を受けるために農業委員会の証明が必要となります。

資料「相続税の納税猶予に関する適格者証明」をご覧ください。

～事務局説明～

○議長 当該農地については、岸委員も現地確認を行っておりますので、現状報告をお願いいたします。

○岸委員 ～補足説明～

○議長 ただいま、事務局及び岸委員より説明がありましたが、委員より質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

～質疑～

○議長 それではお諮りいたします。第7号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についての採決いたします。本議案について承認される委員は、挙手をお願い

いたします。

挙手多数、よって、第7号議案については、証明するものと決めます。

～申請者入出～

～会長より納税猶予制度等について説明～

(終身営農・税務署に3年毎に継続証明の届出・適正管理等)

～申請者退出～

○議長 続きまして、(2)第8～9号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、事務局からの説明を求めます。

○事務局 生産緑地法第10条による買取申し出の提出がありました。買取の申し出にあたっては、生産緑地法施行規則第3条により、主たる従事者であったかどうか、農業委員会の証明が必要となります。資料第8号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」をご覧ください。

～事務局説明～

○議長 当該農地については、岸委員が現地確認を行っておりますので、現状報告をお願いいたします。

○岸委員 ～補足説明～

○議長 ただいま、事務局及び岸委員より説明がありましたが、委員より質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

～質疑～

○議長 それではお諮りいたします。第8号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についての採決いたします。本議案について承認される委員は、挙手をお願いいたします。

挙手多数、よって、第8号議案については、証明するものと決めます。

○議長 続きまして、第9号議案について、事務局からの説明を求めます。

○事務局 資料第9号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」をご覧ください。

～事務局説明～

○議長 当該農地については、岸委員が現地確認を行っておりますので、現状報告をお願いいたします。

○岸委員 ～補足説明～

○議長 ただいま、事務局及び岸委員より説明がありましたが、委員より質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

～質疑～

○議長 それではお諮りいたします。第9号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についての採決いたします。本議案について承認される委員は、挙手をお願いいたします。

挙手多数、よって、第9号議案については、証明するものと決します。

◎専決処理事項

○議長 6. 専決処理事項に移ります。(1) 報告第13号19～20番 農地転用届出書の受理について(農地法第4条第1項第8号)、事務局からの説明を求めます。

○事務局 資料「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」をご覧ください。この届出は、所有権移転を伴わず農地を農地以外の地目に変更する場合に届け出てもらうものであり、東久留米市農業委員会の事務処理規程により専決処理案件となっております。

～事務局説明～

○議長 ただいま、事務局より説明がありましたが、委員より質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

～質疑なし～

○議長 続きまして(2) 報告第14号24～26番 農地転用届出書の受理について(農地法第5条第1項第7号)、事務局からの説明を求めます。

○事務局 資料「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」をご覧ください。この届出は、農地を農地以外の地目に変更し所有権移転を伴う場合に届け出てもらうものであり、東久留米市農業委員会の事務処理規程により専決処理案件となっております。

～事務局説明～

○議長 ただいま、事務局より説明がありましたが、委員より質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

～質疑なし～

◎報告事項

○議長 7. 報告事項に移ります。(1) 生産緑地の農業者への斡旋について、事務局より報告をお願いします。

○事務局 生産緑地の農業者への斡旋について、地区の農業者へお知らせをお願いします。

◎その他

○議長 8. その他に移ります。事務局より説明をお願いします。

○事務局 ～説明～

○議長 続きまして、J A理事から報告はございますか。

○高野委員 ～報告～

◎次回総会

○議長 9. 次回総会についてですが、令和4年第9回東久留米市農業委員会総会は、令和4年9月27日 午後1時30分より市役所7階702会議室にて行います。

○議長 只今をもちまして、令和4年第8回東久留米市農業委員会総会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

令和 4年 9月27日

議 長 中 島 哲 (自 署)

9 番委員 村 野 喜 安 (自 署)

10 番委員 貫 井 健 一 (自 署)